

「畑地かんがい」を使ってみませんか?!

平成 28 年度末より、暫定水源を活用した畑地かんがい用水が、いよいよ通水されます。

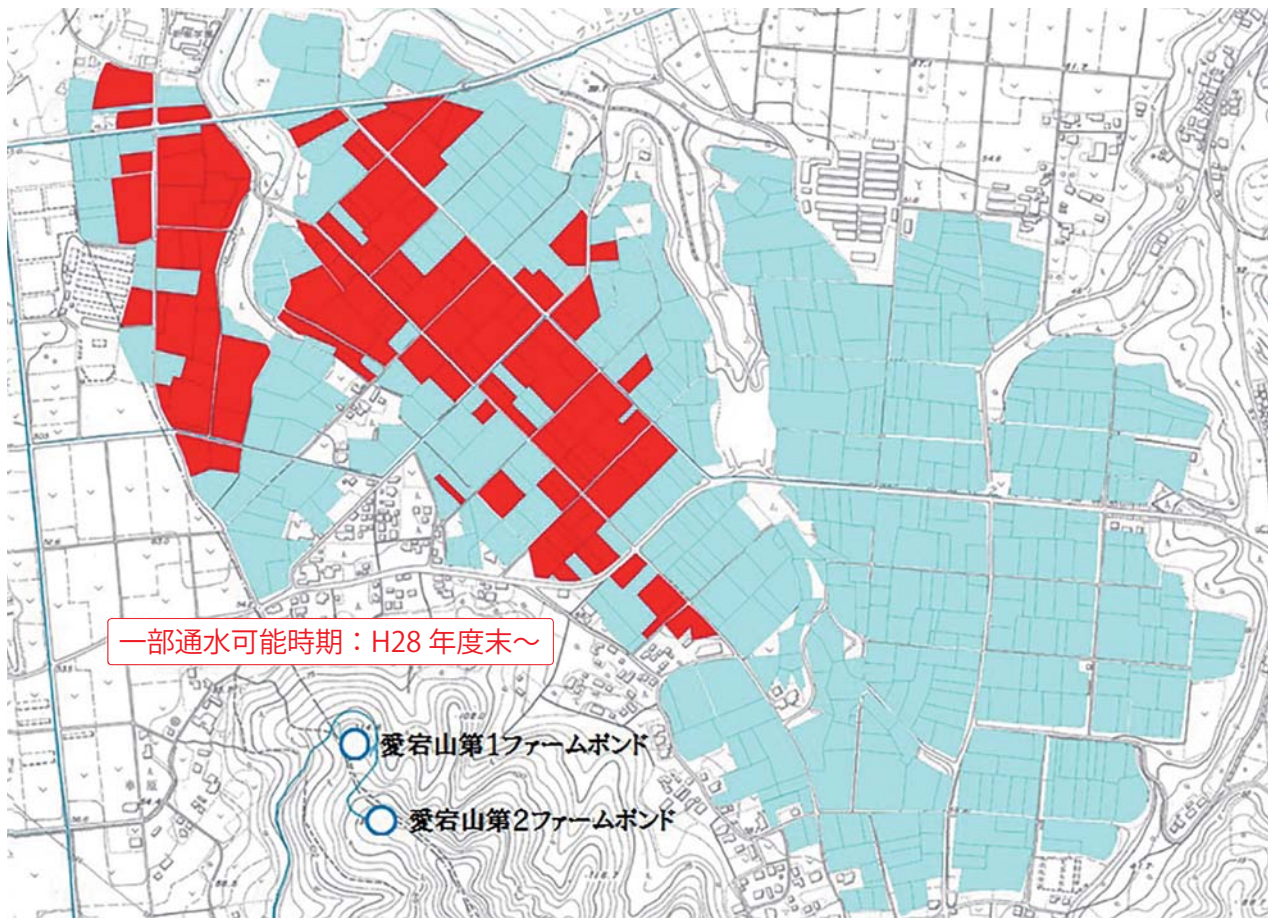
今回の暫定水源を活用した一部通水は、ダム横の沢水を活用した畑地かんがいとなります。

本町における今回の一部通水地域は、第三肝付地区内、(主に笹ヶ尾地区で下記地図の赤色の部分)となりますが、散水可能面積が限定されます。

散水可能上限面積は、何日おきに散水するかにもよりますが、30a ~ 2.1ha 程度となります。

このことから、去る 12 月 2 日に開催された肝付町畑かん営農部会では、平成 29 年度に水利用ができる畑について、「畑かん営農実証に協力いただける方(ただし、モデル畑かん地区の畑は対象外)」としました。来年度に向けて、役場農業振興課職員が「畑かん営農実証」の協力依頼にお伺いした場合には、「水を使うこと」について是非ご一考ください。実証の際には品目や水利用方法について一緒に検討させていただきます。

また、上記実証の如何に関わらず、すぐに水利用開始を希望される方は、肝属中部土地改良区までご相談ください。



■ 問合せ先：町役場 農業振興課農政係 畑かん対策係
肝属中部土地改良区

☎ 0994(65)8417
☎ 0994(45)7120